

件名: 入札No.1「港湾空港技術研究所で使用する電気の供給」

No	質問	回答
1	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	現在の電力供給会社は「しろくま電力株式会社」、計量日は次月1日です。
2	1日以外の施設様は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますご了承いただけますでしょうか。	対象施設はありません。
3	1日以外の施設を含むご案件について弊社とのご請求回数が13回になりますがご了承いただけますでしょうか。	対象施設はありません。
4	各施設について、自動検針装置はついていますか。	設置しておりません。 設置しております。(東京電力様のものが設置されております)
5	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	該当ありません。
6	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	ご認識のとおりです。
8	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ(エクセル)でいただく事は可能ですか。	提供することは可能ですので、必要に応じて nyuusatsu@p.mpat.go.jpまでご連絡願います。なお、電子データはExcelではなくWordでございます。
9	内訳書は任意様式でも問題ありませんでしょうか。	入札説明書の入札内訳書様式にて提出願います。
10	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	入札説明書11.(3)のとおりです。

	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A:基本料金＝契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B:電力量料金＝使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C:燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)＝使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D:再エネ賦課金＝使用電力量×単価(小数点以下切捨て) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E:月額合計＝各月A～D合算(小数点以下切捨て)	問題ありません。
11	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
13	毎月のお支払いについて、弊社では「銀行振込」でのお支払いのみとなりますご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
14	請求書は紙請求書を郵送いたします。請求書の到着は毎月15日前後、また長期連休時に20日頃になる可能性がございますがよろしいでしょうか。(到着前の確定金額の提示はできません)	問題ありません。
15	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますご了承いただけますでしょうか。	いわゆるインボイス制度に則り、受注者様発行の請求書には税額、税抜額及び税率の記載をお願いしております。また、その他の記載必要事項(適格請求書番号等)については、国税庁からの指示にしたがっております。詳細については国税庁HPをご参照願います。
16	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
17	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
18	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	問題ありません。
19	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
20	燃料費調整単価は東京電力エナジーパートナー様の算定諸元である「燃料費調整額=燃料費調整単価(ベーシックプラン)+市場価格調整単価(ベーシックプラン)」の時間帯別燃料費調整単価にて算出適用しております。ご了解いただけますでしょうか。	「燃料費調整額=燃料費調整単価(ベーシックプラン)+市場価格調整単価(ベーシックプラン)」の時間帯別燃料費調整単価について、当所ではスマートメーターがないため、時間帯別燃料費調整単価は適用できないと考えております。

21	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	落札決定後に締結する契約書に基づき協議を行うことになります。
22	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	現時点において、契約電力の変更は予定しておりません。また、契約後の仕様等内容変更については、落札決定後に締結する契約書に基づき協議を行うことになります。
23	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	現時点において、契約電力の変更は予定しておりません。また、契約後の仕様等内容変更については、落札決定後に締結する契約書に基づき協議を行うことになります。
24	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例:契約電力:〇〇kW 最大需要電力実績:2024年1月 ○〇kW	仕様書別紙を参照願います。
25	上記質問にて記載いただいたいる契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	現時点において、契約電力の変更は予定しておりません。また、契約後の仕様等内容変更については、落札決定後に締結する契約書に基づき協議を行うことになります。
26	再生可能エネルギーを供給するにあたりまして確認となります が、電気価値の指定は無し、非化石価値は「再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力」の供給という事で、認識の齟齬はありませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
27	非化石証書については、「トラッキングの有無」についてのご教示と、「FITと非FITの指定は無い(どちらでも可)」という認識でお間違いないでしょうか。	非化石証書については、トラッキング有としております。詳しくは入札説明書別紙2表「各用語の定義」③ 1.⑤をご参照願います。 また、FITと非FITの指定はありません。
28	非化石証書および特定電源割当証明書の確定値発行について、供給期間が終了する日までに送付することはできませんがよろしいでしょうか。	暫定値での対応は不可です。実績の提示をお願いします。
29	非化石証書および特定電源割当証明書の確定値の代わりに、特定電源割当証明書の暫定値(確約する値ではございません)であれば供給期間が終了する日までに送付することは可能ですが、暫定値での対応でもよろしいでしょうか。	No.28的回答のとおり、暫定値での対応は不可です。実績の提示をお願いします。
30	再生可能エネルギー供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書」について年度毎の更新になるため、発行までにかなりのお時間となります。ご了承いただけますでしょうか。 例) 契約期間:2026年4月～2027年3月 → 2027年8月以降に1年分発行 契約期間:2025年11月～2026年10月 → 2026年8月以降に5カ月分(2025年11月～2026年3月分) 2027年8月以降に7カ月分(2026年4月～2026年10月分)	本件において、契約完了後に「特定電源割当証明書」の提出は求めておりませんが、ご質問にてお示しいただいたご対応で問題ありません。

31	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	ご依頼の目的・利用内容が不明瞭であり、弊所の企業活動に関するデータのために提供できかねます。
32	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。	No.31の回答のとおりです。
33	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。	No.31の回答のとおりです。
34	契約書締結までの7日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	落札者が記名押印をした後に、7日以内に、弊所へ提出しなければなりません。ただし、協議期間等に時間を要する場合には、書面による承諾を以てこれを延長することができます。
35	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	現時点では建築・増築に係る移転の予定はありません。
36	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。	現時点では引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)の予定はありません。
37	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていたらことをご了承いただけますでしょうか。	受配電施設に係る工事作業及び工事申込に関しては工事予定日2か月前までに協議いたします。 なお、当該施設の点検または故障時における対応時は、協議は実施いたしません。
38	開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	開札結果については、参加者各位には電子入札システムを通じてリアルタイムに公表・公開されるとともに、メールでもお知らせします。また、弊所HP及び窓口にも遅滞なく公表されます。
39	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	可能です。